

商工観光労働部所管県立施設

設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

- 議第 199 号 滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する
条例の一部を改正する条例案・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 議第 200 号 滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管
理に関する条例の一部を改正する条例案・・・・・・・・・・・・ 4
- 議第 201 号 滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例の一部
を改正する条例案・・・・・・・・・・・・・・ 8

滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第6条 省略 (使用料)</p> <p>第7条 第5条第1項または前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、承認に係る工場棟または特定施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>	<p>第1条～第6条 省略 (使用料)</p> <p>第7条 第5条第1項または前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、承認に係る工場棟または特定施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>
<p>第8条～第15条 省略 (利用料金)</p> <p>第16条 第11条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第7条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に工場棟または特定施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、承認に係る工場棟または特定施設の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この</p>	<p>第8条～第15条 省略 (利用料金)</p> <p>第16条 第11条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第7条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に工場棟または特定施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、承認に係る工場棟または特定施設の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この</p>

滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する条例の一部を改正する
条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立テクノファクトリーについて、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する条例（平成12年滋賀県条例第126号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成26年4月1日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

限りでない。

5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る工場棟または特定施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であって知事の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。

第17条 省略

別表（第7条、第16条関係）

区分	金額
工場棟	円 1区画1月につき 204,000
会議室	1時間につき 780
多目的室	同 490

注

- 1 使用期間に1月未満の端数があるときは1月とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは1時間とする。
- 2 この表に定めるもののほか、特別に要する費用については、知事が別に定める額とする。

限りでない。

5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る工場棟または特定施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であって知事の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。

第17条 省略

別表（第7条、第16条関係）

区分	金額
工場棟	円 1区画1月につき 204,000
会議室	1時間につき 840
多目的室	同 480

注

- 1 使用期間に1月未満の端数があるときは1月とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは1時間とする。
- 2 この表に定めるもののほか、特別に要する費用については、知事が別に定める額とする。

滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスについて、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例（平成14年滋賀県条例第58号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成26年4月1日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第5条 省略 (使用料)</p>	<p>第1条～第5条 省略 (使用料)</p>
<p>第6条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、承認に係る特定施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>	<p>第6条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、承認に係る特定施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>
<p>第7条～第14条 省略 (利用料金)</p>	<p>第7条～第14条 省略 (利用料金)</p>
<p>第15条 第10条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第6条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に特定施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、承認に係る特定施設の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る特定施設を使用することができないときその他指定</p>	<p>第15条 第10条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第6条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に特定施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、承認に係る特定施設の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る特定施設を使用することができないときその他指定</p>

管理者が必要と認める場合であって知事の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。

第16条および付則 省略

別表（第3条、第6条、第15条関係）

区分	金額
区画1	円 1月につき 26,800
区画2	同 31,100
区画3	同 31,100
区画4	同 31,100
区画5	同 37,900
区画6	同 38,700
区画7	同 38,700
区画8	同 47,100
区画9	同 33,800
区画10	同 38,500
区画11	同 28,900
区画12	同 28,900
区画13	同 43,800
区画14	同 33,800
区画15	同 32,600
区画16	同 38,300
区画17	同 31,100
区画18	同 32,700
区画19	同 47,800
区画20	同 34,500

管理者が必要と認める場合であって知事の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。

第16条および付則 省略

別表（第3条、第6条、第15条関係）

区分	金額
区画1	円 1月につき 28,900
区画2	同 33,600
区画3	同 33,600
区画4	同 33,600
区画5	同 40,900
区画6	同 41,800
区画7	同 41,800
区画8	同 50,900
区画9	同 36,500
区画10	同 41,600
区画11	同 31,200
区画12	同 31,200
区画13	同 47,300
区画14	同 36,500
区画15	同 35,200
区画16	同 41,400
区画17	同 33,600
区画18	同 35,300
区画19	同 51,600
区画20	同 37,300

注

- 1 使用期間に1月未満の端数があるときは、1月とする。
- 2 この表に定めるもののほか、特別に要する費用については、知事が別に定める額とする。

注

- 1 使用期間に1月未満の端数があるときは、1月とする。
- 2 この表に定めるもののほか、特別に要する費用については、知事が別に定める額とする。

滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立陶芸の森について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例（平成2年滋賀県条例第14号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）

(2) 新たにビードロ焼成用薪窯^{まき}および両たき式角窯について、使用料の額および利用料金の上限額を定めることとします。（別表関係）

(3) その他

ア この条例は、平成26年4月1日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第11条 省略 (使用料)</p> <p>第12条 陶芸の森が展示する陶芸作品等を観覧しようとする者、特別観覧者および使用者(以下「観覧者等」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、観覧、特別観覧または創作研修館の使用(以下「観覧等」という。)の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>	<p>第1条～第11条 省略 (使用料)</p> <p>第12条 陶芸の森が展示する陶芸作品等を観覧しようとする者、特別観覧者および使用者(以下「観覧者等」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、観覧、特別観覧または創作研修館の使用(以下「観覧等」という。)の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>
<p>第13条～第17条 省略 (利用料金)</p> <p>第18条 第13条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第12条の規定にかかわらず、観覧者等は、指定管理者に観覧等に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、観覧等の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他観覧者等の責めによらな</p>	<p>第13条～第17条 省略 (利用料金)</p> <p>第18条 第13条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第12条の規定にかかわらず、観覧者等は、指定管理者に観覧等に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、観覧等の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他観覧者等の責めによらな</p>

い理由により観覧等を行うことができないときその他指定管理者が必要と認める場合であつて知事の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。

第19条～第21条 省略

別表（第12条、第18条関係）

1 陶芸館

(1) 観覧

ア 常設展示

区分		金額
個人	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	円 1人1回につき <u>200</u>
	その他の者	同 <u>400</u>
団体（20人以上）	生徒等	同 <u>160</u>
	その他の者	同 <u>320</u>

イ 企画展示 知事はその都度別に定める額

注

- 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者をいう。以下同じ。）、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。
- 県内の高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。
- 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もし

い理由により観覧等を行うことができないときその他指定管理者が必要と認める場合であつて知事の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。

第19条～第21条 省略

別表（第12条、第18条関係）

1 陶芸館

(1) 観覧

ア 常設展示

区分		金額
個人	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	円 1人1回につき <u>250</u>
	その他の者	同 <u>450</u>
団体（20人以上）	生徒等	同 <u>200</u>
	その他の者	同 <u>360</u>

イ 企画展示 知事はその都度別に定める額

注

- 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。
- 県内の高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。
- 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もし

くは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。

- 4 障害者が企画展示を観覧する場合は、当該障害者については、無料とする。
- 5 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として企画展示を観覧する場合は、これらの者およびその引率者については、無料とする。
- 6 陶芸の森の業務として実施する行事に係る入場料またはこれに類するものについては、知事が別に定める額とする。

(2) 特別観覧

熟覧			円
		1点1日につき	1,260
模写		同	2,510
模造		同	2,510
撮影	モノクローム	1点1回につき	2,510
	カラー	同	5,040
原版使用	モノクローム	原版1枚1回につき	1,260
	カラー	同	2,510

注

- 1 原則として、陶芸作品1個を1点とする。
 - 2 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 創作研修館
- (1) 創作研修活動受講料 1人1月につき31,700円。ただし、月の中途において受講を開始し、または終了した者の受講料は、日割りによって計算した額とする。
 - (2) 宿泊施設
 - ア 陶芸作品の創作に関する研修に伴い使用する場合

くは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。

- 4 障害者が企画展示を観覧する場合は、当該障害者については、無料とする。
- 5 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として企画展示を観覧する場合は、これらの者およびその引率者については、無料とする。
- 6 陶芸の森の業務として実施する行事に係る入場料またはこれに類するものについては、知事が別に定める額とする。

(2) 特別観覧

熟覧			円
		1点1日につき	1,360
模写		同	2,710
模造		同	2,710
撮影	モノクローム	1点1回につき	2,710
	カラー	同	5,440
原版使用	モノクローム	原版1枚1回につき	1,360
	カラー	同	2,710

注

- 1 原則として、陶芸作品1個を1点とする。
 - 2 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 創作研修館
- (1) 創作研修活動受講料 1人1月につき34,200円。ただし、月の中途において受講を開始し、または終了した者の受講料は、日割りによって計算した額とする。
 - (2) 宿泊施設
 - ア 陶芸作品の創作に関する研修に伴い使用する場合

区分	金額
洋室（1人部屋）	円
	1室1月につき 16,700
洋室（2人部屋）	同 22,900

注

1 月の中途において入室し、または退室した場合のその月の額は、日割りによって計算した額とする。

2 付帯設備については、知事が別に定める額とする。

イ その他の場合

区分	金額
洋室（1人部屋）	円
	1室1泊につき 2,600
洋室（2人部屋）	同 3,600
和室	同 2,600

注 付帯設備については、知事が別に定める額とする。

(3) 窯業設備

区分				金額	
窯業用焼成炉	電気窯	10キロワット	素焼	円	
				1回につき 4,930	
		50キロワット	素焼	同 15,800	
			本焼	同 31,600	
		ガス窯	0.1立方メートル	素焼	同 2,610
				本焼	同 2,850
	0.4立方メートル		素焼	同 2,870	
			本焼	同 3,440	

区分	金額
洋室（1人部屋）	円
	1室1月につき 18,000
洋室（2人部屋）	同 23,500

注

1 月の中途において入室し、または退室した場合のその月の額は、日割りによって計算した額とする。

2 付帯設備については、知事が別に定める額とする。

イ その他の場合

区分	金額
洋室（1人部屋）	円
	1室1泊につき 2,800
洋室（2人部屋）	同 3,900
和室	同 2,800

注 付帯設備については、知事が別に定める額とする。

(3) 窯業設備

区分				金額	
窯業用焼成炉	電気窯	10キロワット	素焼	円	
				1回につき 5,260	
		50キロワット	素焼	同 10,000	
			本焼	同 16,400	
		ガス窯	0.1立方メートル	素焼	同 32,600
				本焼	同 2,670
	0.4立方メートル		素焼	同 2,980	
			本焼	同 2,940	
		本焼	同 3,600		

	0.8立方メートル	素焼	同	3,620	
		本焼	同	4,680	
	5.2立方メートル	素焼	同	11,600	
		本焼	同	19,000	
	登窯			同	65,200
	穴窯			同	55,600
	電気テスト窯			同	1,400
	小型穴窯			同	27,800
金山式穴窯			同	109,000	
灯油薪併用平地窯			同	6,000	
(追加)					
(追加)					

注

- 1 ガス窯を使用するときは、この表に定める額に知事が別に定める燃料費相当額の実費を加算した額とする。
- 2 県外居住者については、この表に定める額の2倍に相当する額とする。
- 3 通常要すべき時間を超えて使用するときは、知事が別に定める額を加算した額とする。
- 4 付帯設備については、知事が別に定める額とする。
- 5 陶芸の森の業務として実施する行事に係る入場料またはこれに類するものについては、知事が別に定める額とする。

	0.8立方メートル	素焼	同	3,650	
		本焼	同	4,750	
	5.2立方メートル	素焼	同	12,000	
		本焼	同	20,000	
	登窯			同	70,400
	穴窯			同	60,000
	電気テスト窯			同	1,400
	小型穴窯			同	28,900
金山式穴窯			同	115,000	
灯油薪併用平地窯			同	6,000	
ビードロ焼成用薪窯			同	6,000	
両たき式角窯			同	20,000	

注

- 1 ガス窯を使用するときは、この表に定める額に知事が別に定める燃料費相当額の実費を加算した額とする。
- 2 県外居住者については、この表に定める額の2倍に相当する額とする。
- 3 通常要すべき時間を超えて使用するときは、知事が別に定める額を加算した額とする。
- 4 付帯設備については、知事が別に定める額とする。
- 5 陶芸の森の業務として実施する行事に係る入場料またはこれに類するものについては、知事が別に定める額とする。